

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成20年11月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成20年12月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成20年11月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 万福寺池地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 六ツ目池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神崎池1号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神崎池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 橋池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鶴生池2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鶴生池3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新居大池3号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 権次郎池地区	〃
高松市香西土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 芝山南地区	〃
高松市西植田土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 谷池地区	〃